

北星学園大学 内部質保証に関する方針

北星学園大学 自己点検評価及び内部質保証に関する規程に基づき、北星学園大学大学院、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針を定める。

1. 基本的な考え方

〔方 針〕

- （１）本学は、その目的と社会的使命を果たすために、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、大学教育の質保証及び向上を推進する。

〔内部質保証〕

- （２）本学における内部質保証とは、自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすことをいう。

〔点検評価〕

- （３）本学は、大学院学則第 3 条、大学学則第 3 条及び短期大学部学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

〔ファカルティ・ディベロップメント〕

- （４）本学は、大学院学則第 3 条の 2 第Ⅱ項、大学学則第 3 条の 2 第Ⅱ項及び短期大学部学則第 1 条の 3 第Ⅱ項に基づき、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するため組織的な研修及び研究を行うものとする。

〔スタッフ・ディベロップメント〕

- （５）本学は、大学院学則第 3 条の 2 第Ⅰ項、大学学則第 3 条の 2 第Ⅰ項及び短期大学部学則第 1 条の 3 第Ⅰ項の規定に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の教育職員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（大学院学則第 3 条の 2 第Ⅱ項、大学学則第 3 条の 2 第Ⅱ項及び短期大学部学則第 1 条の 3 第Ⅱ項に規定する研修に該当するものを除く）の機会を設ける等その他の必要な取組を行うものとする。

〔情報公開〕

- （６）本学は、大学院学則第 3 条の 3、大学学則第 3 条の 3 及び短期大学部学則第 1 条の 4 に基づき、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版する等その他の方法によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

2. 組織体制及び PDCA サイクルの指針

〔全学の内部質保証に関わる主な組織〕

- （１）評議会

評議会は、基本理念、ミッション・ステートメント、本学の目的、教育研究上の目的、本学の事業に関する中期的な計画、教学に関する基本方針、その他部局長会議が付議した事項について審議する。

(2) 部局長会議

部局長会議は、本学の運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行なう。企画運営会議、教学政策会議及び教学会議から上程された事項については審議のうえ、大学評議会に付議する。

(3) 企画運営会議

企画運営会議は、中期的な計画を立案し、部局長会議に上程する。また、評議会で認められた中期的な計画に従い、その経営に関する諸施策を総合的な観点から立案し、部局長会議に上程する。

(4) 教学政策会議

教学政策会議は、中期的な計画に従い、教学に関する基本方針を全学的な観点から策定及び立案し、部局長会議に上程するとともに、3つのポリシーに基づく教育の質保証及び教学マネジメントその他本学の教学政策を推進する。

(5) 教学会議

教学会議は、教学に関する基本方針に基づき、3つのポリシーを策定し、教学に関する諸施策を企画及び実施する。

(6) 自己点検評価・内部質保証委員会

自己点検評価・内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う。本学における全学的事項についての点検評価及び内部質保証の基本方針を策定し、部局長会議の議を経て、評議会に付議する。また、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令、本学の学則その他大学諸規程（学則施行細則を含む）、3つのポリシー及び中期的な計画に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行うとともに、内部質保証システム及び自己点検評価体制の適切性、有効性を検証し、改善に努める。

(7) FD・SD委員会

FD・SD委員会は、「北星学園大学 求める教職員像及び人材育成の目標・方針」に基づき、全学的なFD・SDの基本方針を体系的に策定し、これを推進するとともに、全学的な観点から本学のFD・SDの実施体制及びその内容について点検・評価し、FD・SDの実施組織に対して適切な助言・指導を行い、管理・把握・調整する。

(8) インスティテューショナル・リサーチ委員会

インスティテューショナル・リサーチ委員会は、学内及び学外の情報の調査、収集並びに分析等によって得られた結果や知見に基づき、本学における教育研究及び管理運営等に関する継続的な改善を支援する。

[学部、短期大学部、部門及び大学院]

(9) 別表1に定める学部、短期大学部、部門及び大学院は、3つのポリシー及び教学会議によって企画された諸施策に基づき、教育研究等の活動を実施する。また、教育研究等の状況に関する点検評価、FD・SDの実施によって、恒常的及び継続的な改善に努める。

[図書館、センター等、会議、委員会及び大学事務局]

(10) 別表1に定める図書館、センター等、会議、委員会及び大学事務局は、各設置規程等に定める任務・目的に従い、3つのポリシー及び中期的な計画を実現するための諸施策を企画及び実施する。また、教育研究等及び管理運営財務等の状況に関する点検評価、FD・SDの実施等によって、恒常的及び継続的な改善に努める。

3. 内部質保証の手続

- (1) 別紙1に定める組織（以下「各組織」という）において、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出するものとする。
- (2) 自己点検評価・内部質保証委員会は、各組織から提出された報告書の内容に対して全学的な観点から点検評価を行う。
- (3) 自己点検評価・内部質保証委員会は、各組織の点検評価結果等を踏まえ、全学的な観点からの点検評価に関する年次報告書を作成し、評議会の承認を得て、これを公表するものとする。
- (4) 自己点検評価・内部質保証委員会は、年次報告書及び認証評価機関の点検評価結果を踏まえ、必要に応じて改善方策を策定の上、各組織に助言し、改善に努めるものとする。
- (5) 助言を付された各組織は、状況の改善に努め、その内容について自己点検評価・内部質保証委員会に報告するものとする。
- (6) 自己点検評価・内部質保証委員会は、原則毎年度、全学的な観点からの点検評価にあたって、学外者及び在学生の参画を得ることができる。

附 則

この方針は、2024年4月1日から施行する。

別表 1

大学規程等 における区分	組織	自己点検評価の実施単位
学部	文学部（学科を含む）	文学部教授会（学科会議を含む）
	経済学部（学科を含む）	経済学部教授会（学科会議を含む）
	社会福祉学部（学科を含む）	社会福祉学部教授会（学科会議を含む）
短期大学部	短期大学部（学科を含む）	短期大学部教授会（学科会議を含む）
部門	共通科目部門	共通科目部門会議
	言語教育部門	言語教育部門会議
大学院	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科委員会
	文学研究科	文学研究科委員会
	経済学研究科	経済学研究科委員会
図書館、 センター等	図書館	図書館運営委員会
	スミス・ミッションセンター	スミス・ミッションセンター運営委員会
	国際教育センター	国際教育センター運営委員会
	学生相談センター	学生相談センター運営委員会
	キャリアデザインセンター	キャリアデザインセンター運営委員会
	社会連携センター	社会連携センター運営委員会
	総合研究センター	総合研究センター運営委員会
	総合情報センター	総合情報センター運営委員会
	心理臨床センター	心理臨床センター運営委員会
	入学試験センター	入学試験センター運営委員会
	学習サポートセンター	学習サポートセンター運営委員会
	アクセシビリティ支援室	アクセシビリティ支援室運営委員会
	教職課程センター	教職課程センター運営委員会
会議、委員会	企画運営会議	
	教学会議	
	教学政策会議	
	全学危機管理委員会	
	自己点検評価・内部質保証委員会	
	教員評価委員会	
	FD・SD委員会	
	インスティテューショナル・リサーチ委員会	
	広報委員会	
	学生支援委員会	
	安全衛生委員会（注）	
大学事務局	大学事務局	

（注）安全衛生委員会は、北星学園安全衛生管理規程に基づき本学に設置する委員会である。